

令和元年度第8回市民活動センター評価委員会 摘録

日 時：令和2年2月20日（木）9：30～11：40

場 所：京都市役所西庁舎3階 第2会議室

出席者：

（委員，敬称略）吉田 忠彦（近畿大学教授）＜委員長＞

中井 歩（京都産業大学教授）＜副委員長＞

伊豆田千加（特定非営利活動法人子育ては親育て・みのりのもり劇場理事長）

重野亜久里（特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと代表）

鈴木 ちよ（市民公募委員）

※ 土江田委員は欠席

（事務局）京都市文化市民局地域自治推進室

地域自治推進室長 猪田 和宏

市民活動支援課長 川瀬 清一郎

担当係長 坂口 景章

担当 岩雲 千夏

傍聴者：4名

取材者：なし

議 題：いきいき市民活動センターの在り方検討について

開催概要

1 開 会

2 議 事

いきいき市民活動センターの在り方答申（案）について

事務局から、いきいき市民活動センターの在り方 答申（案）の内容について説明を行い、評価委員において各項目の記載について確認を行った。

（委員）

「1 はじめに」の部分は主に経過等の事実を述べているが、何か意見はあるか。

（委員）

1 ページの第3段落目の「設置当初から、「真に市民生活，市民活動を総合的に支援する施設へと進化していく」ものとされており」という記載の部分は，施設の設置目的の原点に立ち返って在り方検討を行っていることを適切に表現している。

（委員）

「2 経過及び概要」に関しては，地対財法の失効や同和对策事業の完了を経て，残った施設の有効活用について在り方総点検員会から提案があったことを記載している。当時の新川委員長からは，大変な事業であったと聞いている。これを受け市民活動センター条例を改正し，平成2

3年度から、15箇所のコミュニティセンターのうち13箇所をいきいき市民活動センターとして、活動の場や情報を提供している。また、進化していくことを目指すというコンセプトも当初からあった。貸館事業、市民活動支援事業、市民活動活性化事業、サロンの運営等非常に多彩な事業を行う中で、諸室も和室、料理室、音楽室など様々な用途に供するものを柔軟に活用してきた。

(委員)

「3 現状及び課題」の「(1) 貸館事業」については、時代の要請にこたえる機能を有する仕様に変更したことで、利用率もめざましく向上した。一方で、交通の便、施設規模等も影響し、利用率にも差が生じているといった課題も8年間で見えてきた。全体としては利用率が向上しているものの、個々の施設を見ると差が生じている。

これまで、事業評価を点数ではなく文言でしてきたということも、そういった地域条件の差があるためである。仕様書により一律の人員配置などを定めているが、利用状況に差が出てしまっていることも課題のひとつである。13箇所に配置されていることを踏まえ、事業内容に応じた人員配置についても柔軟な検討が必要である。

事業収支について、黒字の施設があるが、どういった仕組みで黒字になっているのか。使用料収入だけで、こんなに収支の差が出るものなのか。

(事務局)

指定管理料収入から光熱水費や人件費などの経費支出を差し引いた額が黒字となっている。使用料は市の収入となるため指定管理の収支に影響しない。黒字となるのは、効率的な運営に努めていただいている結果である。

(委員)

黒字が発生するという事は、指定管理料をすべて使っていないことになるが、必要な事業は実施されているのか。

(委員)

指定管理委託料は必要な経費として支出されるものなので、収支が均衡することが望ましいのではないか。

(事務局)

指定管理料は、光熱水費などをこれまでの実績を踏まえて積算し、指定管理者の公募時に上限額を設定したうえで事業者からの提案を受けている。指定管理者が施設を運営される中で、経営努力により黒字収支となる場合もある。

(委員)

黒字額の大きいところは、1日当たり1万円以上の黒字であり、かなりの額である。

(委員)

自主事業などはどのように実施されているのか。

(事務局)

参加者の実費負担や、指定管理料からの負担により実施されている。

(委員)

ボランティアなどを積極的に登用していれば人件費を抑えることもできる。

(委員)

黒字収支という状況を、プラスに捉えてよいのか。黒字収支となっているセンターは、たまた

ま平成30年度だけ黒字になったのか。

(事務局)

資料に黒字最大として記載しているセンターの平成29年度の収支は、約750万円の黒字となっている。

(委員)

大きな黒字になる理由が、積極的なものか、消極的なものかによって評価が異なる。

(委員)

黒字が発生する仕組みについて、聞かれたときに説明できるようにしておくべきである。そもそなぜそんなに指定管理料が余るのかという見方をされる可能性もある。

(委員)

残せるなら残してよいというものなのか。

(委員)

必要経費分を指定管理料として支出しているのだから、余分が出ない方が良いのではないか。

(委員)

指定管理料は年度ごとに見直さないのか。

(事務局)

指定管理期間中の委託料の総額を決定し、各年度の支払額を算定しているため、年度ごとの見直しは行わない。資料に記載の黒字のセンターは、過去3年間において黒字収支である。小規模修繕を指定管理料の中から負担することとしているため、修繕対応が多い年度は支出が増加することもある。

(委員)

黒字を計上しているセンターの指定管理料を削減すればよいという議論にならないよう気を付けないといけない。

(委員)

「3(2) 市民活動支援・市民活動活性化事業」については、各指定管理者のバラエティに富んでいることが特徴のひとつである。伴走型の支援も実施されており、自主的な市民活動の促進に良い影響が出ている。課題としては、実施状況に差が出ていることや、人員確保が難しいこと、施設自体の認知度などがある。また、お祭りや盆踊りなどの地域行事に関して、いきセンがある地域は活性化事業の経費を活用することができる状況である。左京東部のように盆踊りという地域行事の復活により、市民活動の活性化に大きく貢献した取組もあるが、いきセンがない地域との差が課題と考えられる。

「3(3) 高齢者ふれあいサロンの運営」については、11箇所に設置され、別棟となっている施設もある。高齢者がのんびりと過ごす場所として供用されるとともに、葬式等の地域行事にも活用されている。北と岡崎にはないが、全体的には利用率が低調になっており、一方で、23年度と比較して5倍以上利用されている施設もある。利用が極めて少ない施設もあり、そのような施設でも別棟の場合は常時1名の職員が配置されていることが課題として挙げられる。利用率を上げる工夫をして、難しいのであれば施設の活用方法を見直す必要がある。職員を配置せず監視カメラ等で管理をしてはとの意見も出たが、経費的に難しい面もある。

ほとんど利用のないサロンに人件費を割いているという部分は、見直さなければならない。

(委員)

現状と課題を踏まえた「4 今後の方向性」の(1)貸館事業については、貸館の利用率に差が生じているという状況は、交通の便などが要因の一つとしてあるものの、向上を図っていかねなければならないことから、指定管理者の創意工夫を引き出す仕組みの導入を検討する必要がある。例えば、利用料金制の導入により使用料を指定管理者の収入とする、指定管理料の積算方法を見直す、人員についても一律ではなく利用状況に応じて配置することなどを検討してもらいたい。

(委員)

貸館業務を基本的に継続することとした場合、これまでと同様に指定管理委託料を支払うことになり、利用料金制により使用料収入が指定管理者の収益となること以外は、今と変わらないのではないかと。貸館業務に一定の達成基準を設けて、それ以上については指定管理者の収入とする仕組みや、プロポーザルなどにより持続可能な額で貸し付けるといったことをしなければ、結局は指定管理委託料に頼った施設運営となるのではないかと。

(委員)

貸館業務は施設がある以上やっってもらうが、後に触れる活性化事業等を提案させる仕組みとすることで、提案事業が採択された場合は当該事業に係る委託料も別枠で計上される。

(委員)

貸付けによるプロポーザルについては、「3(4)施設の更なる進化について」のところで言及しているのではないかと。

(委員)

利用料金制によってインセンティブが働くか、指定管理料が増減するかについては、どのような仕組みとするかにもよる。あまり無理な目標設定はせず、健全な運営が継続される範囲の指定管理料を支払う必要がある。

(委員)

貸館事業に固執しすぎているのではないかと。貸館を継続することが困難なセンターを別の施設に転換することも視野に入れてはどうか。

(委員)

別用途への活用については3(4)で言及している。

(委員)

答申の順番として、大きなこと(3(4)や5)から述べるという方法もある。しかし、市民活動のインフラ機能としての貸館事業を評価していることもあり、継続されることが望ましい。ただし、無理してまで実施するというものではない。

(委員)

アンケート調査において、利用する理由が「安いから」の次に「利用できる諸室がある」という回答が多いことから、市民活動の用途に合った拠点となっていることがうかがえる。

(委員)

中長期的にみると、京都市の財政状況等も踏まえた見直しがされるべきである。いきセンとして地域や利用者に定着してきたこともあり、施設がある間は貸館等に有効活用しながらも、実施する事業に差をつけていくことも検討していくべき。

(委員)

4(1)の記載については、指定管理者にインセンティブが働くように、指定管理料は減少し

でも、効率的な運営によるメリットがあるような記載にしてはどうか。今の記載では、指定管理料は変わらず支払われ、利用料金制によるインセンティブが働くだけのように見える。

(委員)

「効率的に運営している指定管理者を基準とした委託料の算定」により、委託料が下がることもあるのでは。そのうえで、指定管理者の頑張りにより収入が増加するということと考える。

(事務局)

利用料金制の導入により、使用料が指定管理者の収入となるため、その額見合いを指定管理料から差し引くこととなる。センターごとに利用状況が異なる中で、単に委託料に使用料収入が上乗せされるというものではない。

(委員)

利用料金制といっても色々イメージできてしまう。京都市が導入する利用料金制について、もう少し明確に示さないと、プラスともマイナスとも解釈できてしまう。

(委員)

制度について、補足が必要ではないか。

(委員)

答申にそこまで具体的な記載をするものではないが、利用料金制の内容については分かりやすく記載しておくべきと考える。貸館事業は、利用件数の増加している実績や地域のニーズもあるため、基本的には継続してもらおう。利用状況の差を踏まえた中長期的な別用途への転用はその次の段階であり、5で言及している。

(委員)

貸館を継続することにより、使用料収入が得られることが前提となってしまう。センターによっては、コワーキングスペースや大学生企業の立上げといった事業に活用することも可能ではないか。

(委員)

「3(2) 市民活動支援事業・市民活動活性化事業」では、これまで基礎業務としていたところを見直し、追加業務とすることで重点化を図るといった二層構造となっており、事業が採択されなければ貸館事業のみを実施することとなる。

(委員)

「職員を配置し」というのは、活性化事業等が採択された場合に職員を1名増員するということか。

(委員)

例えば、2名に加えて、さらに1名配置することも考えられるのではないか。実際には、事業の実施に際し、3名以上配置しているセンターもある。

(委員)

事業に対して人員を配置するという記載に読めるが、人員に限定しなくても、広く事業に係る経費を支出するという記載の方が良いのではないか。

(委員)

4(1)における「指定管理者の創意工夫をより一層引き出す(インセンティブが働く)仕組みを導入することにより」のあとに「事業の創出や」を追記してはどうか。貸館事業も施設も守るといった考えでなくても良いのではないか。

(委員)

貸館事業により事業が創出されるものなのか。これまでの実績を踏まえ、ある程度の貸館に対するニーズは守っていく必要がある。貸館事業をベースとして継続し、利用料金制などにより指定管理者のインセンティブが働くとともに、活性化事業等は提案制にすることにより経費を柔軟に使うことができる。

(委員)

貸館ビジネスを展開するのではなく、安い使用料で使えてきた状況を今後も市が負担して守り続けていくのが本当によいのか。

(委員)

その議論については、これまでからもあり、再生産してまで施設を供用していくか、貸館を続けていくのかについては、将来的に検討が必要である。

(委員)

その点、「5 その他(付言)」の記載にもう少し追記してはどうか。稼働率が低いところは、新たな活用方法を模索する必要がある。

(委員)

5の記載には、多額の経費が必要になる耐震改修なども想定されるが、そもそも、施設として進化していくことが織り込まれている。

(委員)

4(1)の貸館継続の部分の記載を「基本的にはニーズに応じた継続」としてはどうか。稼働率が5%のセンターは5%分の貸館をやればよいのであって、ニーズのないところに今まで通りの継続を求める必要はない。

(委員)

4(1)の最後にも(3)の記載と同じ趣旨の「なお、利用の増加が見込めない施設については、貸館を前提とするのではなく、市民や地域が主体となる活動拠点に転用するなど、改めて資産の有効活用という観点から、再活用を検討していただきたい。」と記載してはどうか。

(委員)

「(3)高齢者ふれあいサロン」については、伏見などでは利用率の向上に向けて積極的に取り組まれている。評価委員会においても、高齢者ふれあいサロンの名称自体を変更してはどうかとの意見があった。追加業務として、高齢者に限らず多世代が利用し、交流できる事業を提案制にして実施してもらうこととするのがよいのではないか。

ここでは、「利用の増加が見込めない施設については、改めて資産の有効活用という観点から再活用を検討していただきたい」といった、別用途での活用に関する記載もしている。

(委員)

施設の名称は単に「ふれあいサロン」としてどうか。

多世代や多文化などの用語を名称に使用すると、それはそれで特色が出てしまう。

(委員)

「地域が主体となる活動拠点」という記載が2度出てくることになるが、地域住民に限られているように読める。

(委員)

「市民や地域が主体となる活動拠点」と記載してはどうか。

ふれあいサロンをネーミングライツにしても良いのでは。

(委員)

「3(4)施設の更なる進化について(提案)」では、指定管理者制度による運営に限定しない活用を提案している。未活用部分についても、全センターを視察して現状を把握し、もったいないという思いもあり、有効に利用するためどうしたらいいかを検討してもらいたい。

(委員)

建物も傷んできており、もともと既存施設の有効活用という観点で供用を開始したものであるから、既得権益ではない。大阪では、府市がそれぞれ建てた公共施設の有効活用のため、複数の団体を入居させることとした施設があったが、耐震基準を満たしていないことから利用できなくなったという事例もあり、そんなことにならないようにする必要がある。京都でも様々な課題があるが、市立芸大や文化庁の移転、伝統産業や観光、高齢化、多文化共生などを踏まえて多様な活用がされるよう付言を記載するものとした。

なお、本委員会での指摘を踏まえた修正等は、委員長に一任する。

以上